

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件

(昭和四十七年十月十六日)

総理府告示第四十九号)

改正	昭和五二年一月二十九日 総理府告示	第三七号
同	五五年 八月二八日同	第二九号
同	五七年 八月一七日同	第三四号
同	六一年 七月 八日同	第一四号
同	六三年 七月一六日同	第一八号
平成	二年 七月一八日同	第一七号
同	一〇年 九月二九日同	第二七号
同	一八年 八月一〇日 文部科学省告示	第二五号
同	二三年 四月二七日同	第七五号
同	二四年 一月二〇日同	第一号
同	二四年 二月 六日同	第二〇号
同	二四年 四月二六日同	第八七号
同	二四年 九月一四日同	第一四四号
同	二六年 二月二八日原子力規制委員会告示	第一号
同	二六年 六月二七日同	第三号
同	二六年 七月 九日同	第四号
同	二九年 七月二〇日同	第八号
令和元年	七月 一日同	第四号
令和三年	八月二〇日同	第九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第二条第九項の規定に基づき、国際規制物資を次のように定める。

昭和三十六年総理府告示第二十六号(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件)は、廃止する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第十二項の国際規制物資は、次に掲げるものとする。なお、この告示の各号において使用する用語は、当該各号において指定する国際約束の用語の例による。

- 一 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭和三十三年条約第十三号。以下「第一次日米協定」という。)

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭和四十三年条約第十四号。以下「第二次日米協定」という。)及び原子力の平和的利用に関する協力のための日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭和六十三年条約第五号。以下「第三次日米協定」という。)に基づき、アメリカ合衆国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質、核燃料物質及び減速材物質(次号において「移転物質」という。)

- 二 移転物質において使用され、移転物質から回収され又は移転物質の使用の結果生産された核燃料物質
- 三 第一次日米協定、第二次日米協定及び第三次日米協定に基づき、アメリカ合衆国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された設備
- 四 前号の設備において使用され又はその使用の結果生産された核燃料物質
- 五 原子力の平和的利用における協力のための日本政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定(昭和三十三年条約第十四号。以下「第一次日英協定」という。)、原子力の平和的利用における協力のための日本政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定(昭和四十三年条約第十九号。以下「第二次日英協定」という。)及び原子力の平和的利用における協力のための日本政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府(以下「連合王国政府」という。))又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質
- 五の二 第一次日英協定及び第二次日英協定に基づき、連合王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された減速材物質
- 六 第五号の核原料物質及び核燃料物質並びに前号の減速材物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質
- 六の二 第三次日英協定に基づき、連合王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資料

七 第一次日英協定、第二次日英協定及び第三次日英協定に基づき、連合王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された設備

八 第六号の二の資材及び前号の設備の使用の結果生産された核燃料物質

八の二 第三次日英協定に基づき、連合王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

八の三 第三次日英協定に基づき、連合王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及び連合王国政府が合意した核燃料物質

九 国際原子力機関憲章(昭和三十二年条約第十四号)第十一条の規定に基づき昭和三十四年三月二十四日に署名された「研究用原子炉計画(JR R-3)のためのウランの供給についての日本国政府に対する国際原子力機関による援助に関する協定」に基づき、国際原子力機関から売却された核燃料物質

十 前号の核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

十一 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定(昭和三十五年条約第八号。以下「日加協定」という。)に基づき、カナダ政府、カナダ政府の政府企業又はカナダ政府の管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質、核燃料物質及び資材

十二 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

十三 日加協定に基づき、カナダ政府、カナダ政府の政府企業又はカナダ政府の管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された設備

十四 前号の設備の使用の結果生産された核燃料物質

十四の二 日加協定に基づき、カナダ政府、カナダ政府の政府企業又はカナダ政府の管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された施設又は重水の使用の結果生産された核燃料物質

十四の三 日加協定に基づき、カナダ政府、カナダ政府の政府企業又はカナダ政府の管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された設備自体により、又はその設備の使用の結果生産された重水

十四の四 前号の重水の使用の結果生産された核燃料物

質

十五 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア連邦政府との間の協定(昭和四十七年条約第七号。以下「旧日豪協定」という。)及び

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(昭和五十七年条約第十三号。以下「新日豪協定」という。)に基づき、オーストラリア政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

十六 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

十六の二 新日豪協定に基づき、オーストラリア政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された減速材物質

十七 旧日豪協定及び新日豪協定に基づき、オーストラリア政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された設備

十八 前号の設備において回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

十九 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定(昭和四十七年条約第九号。以下「日仏協定」という。)に基づき、フランス共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質、核燃料物質及び減速材物質

二十 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

二十一 日仏協定に基づき、フランス共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された設備

二十一の二 フランス共和国政府又はその管轄の下にある者から移転された濃縮、再処理又は重水生産に係る機微な技術に基づく設備であつて日仏協定に基づくもの

二十二 前二号の設備において回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

二十三 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(昭和六十年条約第六号。以下「日中協定」という。)に基づき、中華人民共和国政府又はその管轄の下にある者から売

却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

二十四 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収された核燃料物質

二十五 日中協定に基づき、中華人民共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材、設備及び施設

二十六 前号の資材、設備及び施設の使用の結果生産された核燃料物質

二十七 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定（平成十八年条約第十四号。以下「日欧協定」という。）に基づき、

欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

二十八 日欧協定の効力発生前にユーラトムの加盟国政府（連合王国政府及びフランス共和国政府を除く。）又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質（日本国政府及びユーラトムが合意したものに限り。）

二十九 前二号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

三十 日欧協定に基づき、ユーラトム又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材及び設備

三十一 前号の設備の使用の結果生産された核燃料物質

三十二 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第五号。以下「日カザフスタン協定」という。）に基づき、カザフスタン共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

三十三 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

三十四 日カザフスタン協定に基づき、カザフスタン共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核物質ではない特別な資材及び設備

三十五 前号の核物質ではない特別な資材及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

三十六 日カザフスタン協定に基づき、カザフスタン共

和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

三十七 日カザフスタン協定に基づき、カザフスタン共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びカザフスタン共和国政府が合意した核燃料物質

三十八 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定（平成二十三年条約第十九号。以下「日韓協定」という。）に基づき、大韓民国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

三十九 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

四十 日韓協定に基づき、大韓民国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材及び設備

四十一 前号の資材及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

四十二 日韓協定に基づき、大韓民国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及び大韓民国政府が合意した設備

四十三 日韓協定に基づき、大韓民国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及び大韓民国政府が合意した核燃料物質

四十四 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第二十号。以下「日越協定」という。）に基づき、ベトナム社会主義共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

四十五 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

四十六 日越協定に基づき、ベトナム社会主義共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材及び設備

四十七 前号の資材及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

四十八 日越協定に基づき、ベトナム社会主義共和国政

府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

四十九 日越協定に基づき、ベトナム社会主義共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びベトナム社会主義共和国政府が合意した核燃料物質

五十 原子力の平和的利用における協力のための日本政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定（平成二十四年条約第一号。以下「ヨルダン協定」という。）に基づき、ヨルダン・ハシェミット王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

五十一 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

五十二 日ヨルダン協定に基づき、ヨルダン・ハシェミット王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核燃料物質

五十三 前号の燃料物質及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

五十四 日ヨルダン協定に基づき、ヨルダン・ハシェミット王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

五十五 日ヨルダン協定に基づき、ヨルダン・ハシェミット王国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びヨルダン・ハシェミット王国政府が合意した核燃料物質

五十六 原子力の平和的利用における協力のための日本政府とロシア連邦政府との間の協定（平成二十四年条約第四号。以下「日露協定」という。）に基づき、ロシア連邦政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

五十七 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され

五十八 日露協定に基づき、ロシア連邦政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された燃料物質

五十九 前号の燃料物質及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

六十 日露協定に基づき、ロシア連邦政府又はその管轄

の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

六十一 日露協定に基づき、ロシア連邦政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びロシア連邦政府が合意した核燃料物質

六十二 平和目的のための原子力の利用における協力のための日本政府とトルコ共和国政府との間の協定（平成二十六年条約第七号。以下「日トルコ協定」という。）に基づき、トルコ共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

六十三 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

六十四 日トルコ協定に基づき、トルコ共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された燃料物質及び設備

六十五 前号の燃料物質及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

六十六 日トルコ協定に基づき、トルコ共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

六十七 日トルコ協定に基づき、トルコ共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びトルコ共和国政府が合意した核燃料物質

六十八 原子力の平和的利用における協力のための日本政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定（平成二十六年条約第八号。以下「日アラブ協定」という。）に基づき、アラブ首長国連邦政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

六十九 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

七十 日アラブ協定に基づき、アラブ首長国連邦政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された燃料物質

七十一 前号の燃料物質及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

七十二 日アラブ協定に基づき、アラブ首長国連邦政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法によ

り移転された技術に基づく設備

改正文(昭和五十二年一月二十九日総理府告示第三七号) 妙

七十三 日アラブ協定に基づき、アラブ首長国連邦政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本政府及びアラブ首長国連邦政府が合意した核燃料物質七十四 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定(平成二十九年条約第 号。以下「日印協定」という。)に基づき、

昭和五十二年十二月二日から施行する。ただし、この告示の施行の際核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百二十四号)第十五条に規定する種類及び数量の核燃料物質を使用している者が引き続き使用する当該核燃料物質については、この告示による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件第二十三号の規定は、適用しない。

インド共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質

改正文(昭和五十五年八月二十八日総理府告示第二九号) 妙

七十五 前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改定する議定書(昭和五十五年条約第二十六号)の効力が生ずる日から施行する。

七十六 日印協定に基づき、インド共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材及び設備

(効力が生ずる日||昭和五十五年九月二日)

改正文(昭和五十七年八月一七日総理府告示第三四号) 妙

七十七 前号の資材及び設備の使用の結果生産された核燃料物質

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(昭和五十七年条約第十三号)の効力が生ずる日から施行する。

七十八 日印協定に基づき、インド共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備

(効力が生ずる日||昭和五十七年八月一七日)

改正文(昭和六一年七月八日総理府告示第一四号) 妙

七十九 日印協定に基づき、インド共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びインド共和国政府が合意した核燃料物質

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(昭和六十一年条約第六号)の効力が生ずる日から施行する。

(効力が生ずる日||昭和六一年七月一〇日)

八十 第一号、第二号、第四号、第五号、第六号、第八号、第八号の三から第十二号まで、第十四号、第十四号の二、第十四号の四から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十七号から第三十九号まで、第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで、第五十三号、第五十五号から第五十七号まで、第五十九号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号、第六十七号から第六十九号まで、第七十一号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号及び前号の核燃料物質以外の核燃料物質であって、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(昭和五十二年条約第十三号)に基づく保障措置の適用を受けるもの

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(昭和六十三年条約第五号)の効力が生ずる日(昭和六十三年七月十七日)から施行する。

改正文(昭和六三年七月一六日総理府告示第一八号) 妙

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書(平成二年条約第五号)の効力が生ずる日から施行する。

(効力が生ずる日||平成二年七月一九日)

改正文(平成一〇年九月二十九日総理府告示第二七号) 妙

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定(平成十年条約第十三号)の効力が生ずる日から施行する。

(効力が生ずる日||平成一〇年一〇月一二日)

改正文(平成一八年八月一〇日文部科学省告示第一二五号)

妙

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定（平成十八年条約第十四号）の効力が生ずる日から施行する。

（効力が生ずる日＝平成一八年二月二〇日）

附 則（平成二三年四月二七日文部科学省告示第七五号）

この告示は、日カザフスタン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（効力が生ずる日＝平成二三年五月六日）

改正文（平成二四年一月二〇日文部科学省告示第一号）妙

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定（平成二十三年条約第十九号）及び原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第二十号）の効力が生ずる日から施行する。

（効力が生ずる日＝平成二四年一月二二日）

改正文（平成二四年二月六日文部科学省告示第二〇号）妙

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の協定（平成二十四年条約第一号）の効力を生ずる日から施行する。

（効力が生ずる日＝平成二四年二月七日）

改正文（平成二四年四月二六日文部科学省告示第八七号）

妙

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定（平成二十四年条約第四号）の効力を生ずる日から施行する。

（効力が生ずる日＝平成二四年五月三日）

附 則（平成二四年九月一四日文部科学省告示第一四四号）妙

号）妙

（施行期日）

第一条 この告示は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二六年二月二八日原子力規制委員会告示第一号）

この告示は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

改正文（平成二六年六月二七日原子力規制委員会告示第一号）妙

三号）妙

平和目的のための原子力の利用における協力のための日

本国政府とトルコ共和国政府との間の協定（平成二十六年条約第七号）の効力が生ずる日から施行する。

（効力が生ずる日＝平成二六年六月二九日）

改正文（平成二六年七月九日原子力規制委員会告示第四号）妙

号）妙

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定（平成二十六年条約第八号）の効力が生ずる日から施行する。

（効力が生ずる日＝平成二六年七月一〇日）

改正文（平成二九年七月二〇日原子力規制委員会告示第八号）妙

八号）妙

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（効力が生ずる日＝平成二九年七月二〇日）

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会告示第四号）妙

妙

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

改正文（令和三年八月二〇日原子力規制委員会告示第九号）妙

九号）妙

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書（令和三年条約第十一号）の効力が生ずる日から施行する。

（効力が生ずる日＝令和三年九月一日）